

約款新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

『ハウジングサービス約款』

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1条(約款の適用)	<p>第1条(約款の適用)</p> <p>1. このハウジングサービス約款(以下、「本ハウジング約款」といいます)は、ハウジングサービスおよびリモートハウジングサービス並びにそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章、第2章がサービス基本約款、第3章がオプション約款を構成します。</p>	<p>第1条(約款の適用)</p> <p>1. このハウジングサービス約款(以下、「本ハウジング約款」といいます)は、さくらインターネット株式会社(以下、「当社」といいます)が提供するハウジングサービスおよびリモートハウジングサービス並びにそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章および第2章がサービス基本約款、第3章がオプション約款を構成します。</p> <p>2. 本サービスの利用者は、当社の定める基本約款および本ハウジング約款を遵守するものとします。</p>	<p>当社の社名ならびに基本約款および本ハウジング約款の適用を明示いたします。</p>
第20条(申込み)	<p>第2条(サービスの種類・内容)</p> <p>1. 「ハウジングサービスおよびリモートハウジングサービス(以下、併せて「本基本サービス」といいます)」の種類および内容は、以下のとおりです。</p> <p>ハウジングサービス</p> <p>ハウジングサービスとは、利用者がサーバ設備を当社のデータセンター内に設置して使用するため、利用者に対して当社データセンター内のラックスペースおよびバックボーン・ネットワークとの接続を提供するサービスです(以下、本ハウジング約款において、「ハウジングサービスを利用して当社のデータセンター内に設置されたサーバ設備を「利用者サーバ設備」といいます)。</p> <p>リモートハウジングサービス</p> <p>リモートハウジングサービスとは、ハウジングサービスのうち、利用者が、利用者サーバ設備を当社データセンター内に立ち入ることなく専ら遠隔操作により使用することを前提として提供するサービスです。</p>	<p>第2条(サービスの種類・内容)</p> <p>1. 「ハウジングサービスおよびリモートハウジングサービス(以下、併せて「本基本サービス」といいます)」の種類および内容は、以下のとおりです。</p> <p>ハウジングサービス</p> <p>「ハウジングサービス」とは、利用者がサーバ設備を当社のデータセンター内に設置して使用するため、利用者に対して当社データセンター内のラックスペースおよびバックボーン・ネットワークとの接続を提供するサービスです(以下、本ハウジング約款において、「ハウジングサービス」を利用して当社のデータセンター内に設置されたサーバ設備を「利用者サーバ設備」といいます)。</p> <p>「リモートハウジングサービス」とは、「ハウジングサービス」のうち、利用者が、利用者サーバ設備を当社データセンター内に立ち入ることなく専ら遠隔操作により使用することを前提として提供するサービスです。</p>	<p>他の約款と表現を統一いたします。</p>
第9条(作業)	<p>第9条(作業)</p> <p>1. 本オプションサービスは、利用者がラック内に設置した利用者サーバ設備に故障または不具合が発生した場合に、あらかじめ利用者において隣接するラック内に設置してある予備の利用者サーバ設備(コールドスタンバイ機)との切替作業のみを行うものです。当該作業後のネットワーク接続検証等の作業は、利用者が自らの費用と責任において行わないてはなりません。利用者との本基本サービスの利用契約がすべて終了した場合、本オプションサービスも当然に終了するものとします。</p> <p>2. 利用者は、利用契約締結後すみやかに、当社に対し、本オプションサービスを行うために必要な内容を指示するものとし、当社は当該指示に基づき本オプションサービスを提供するものとします。ただし、当社は、ソフトウェアのインストール、設定、設定状況の確認等ソフトウェアに関する作業その他当社所定の作業は、行いません。</p> <p>3. 前項の指示による作業が完了した場合、当社は、利用者に対し、作業完了の通知を行います。利用者は、当社に対し、当該通知の着後14日以内に利用者の指示および作業が完了したことを確認の上その旨当社に通知するものとします。かかる通知が当該期間内にされた場合、またはなされないまま当該期間内に経過した場合は、当該指示および瑕疵なく作業がなされたものとみなします。</p> <p>4. 当社は、当社が本オプションサービスを提供するにあたり、コールドスタンバイ機が正常に稼動することを何ら保証するものではなく、故障または不具合が発生した利用者サーバ設備またはコールドスタンバイ機の故障および不具合ならびにこれらの利用者サーバ設備に記録されているデータの損壊および消失については損害賠償その他何らの責任を負うものではありません。</p> <p>5. 第1項の利用者サーバ設備の利用者から当社への送付および当社から利用者への返送に要する費用については、利用者が負担するものとします。</p>	<p>第9条(作業)</p> <p>1. 本オプションサービスは、利用者がラック内に設置した利用者サーバ設備に故障または不具合が発生した場合に、あらかじめ利用者において隣接するラック内に設置してある予備の利用者サーバ設備(コールドスタンバイ機)との切替作業のみを行うものです。当該作業後のネットワーク接続検証等の作業は、利用者が自らの費用と責任において行わないてはなりません。利用者との本基本サービスの利用契約がすべて終了した場合、本オプションサービスも当然に終了するものとします。</p> <p>2. 利用者は、利用契約締結後すみやかに、当社に対し、本オプションサービスを行うために必要な内容を指示するものとし、当社は当該指示に基づき本オプションサービスを提供するものとします。ただし、当社は、ソフトウェアのインストール、設定、設定状況の確認等ソフトウェアに関する作業その他当社所定の作業は、行いません。</p> <p>3. 前項の指示による作業が完了した場合、当社は、利用者に対し、作業完了の通知を行います。利用者は、当社に対し、当該通知の着後14日以内に利用者の指示および作業が完了したことを確認の上その旨当社に通知するものとします。かかる通知が当該期間内にされた場合、またはなされないまま当該期間内に経過した場合は、当該指示および瑕疵なく作業がなされたものとみなします。</p> <p>4. 当社は、当社が本オプションサービスを提供するにあたり、コールドスタンバイ機が正常に稼動することを何ら保証するものではなく、故障または不具合が発生した利用者サーバ設備またはコールドスタンバイ機の故障および不具合ならびにこれらの利用者サーバ設備に記録されているデータの損壊および消失については損害賠償その他何らの責任を負うものではありません。</p> <p>5. 第1項の利用者サーバ設備の利用者から当社への送付および当社から利用者への返送に要する費用については、利用者が負担するものとします。</p>	<p>誤字を修正いたします。</p>
第20条(申込み)	<p>第20条(申込み)</p> <p>1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバ」「さくらのクラウド」「ハウジング」「リモートハウジング」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを複数利用中である利用者限り、申込みことができるものとします。</p>	<p>第20条(申込み)</p> <p>1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバサービス」「さくらのVPSサービス」「さくらのクラウドサービス」「ハウジングサービス」および「リモートハウジングサービス」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを利用中である利用者限り、申込みことができるものとします。</p>	<p>ハイブリッド接続の対象に「さくらのVPSサービス」を追加するとともに、他の約款と表現を統一いたします。</p>
第21条(料金の支払)	<p>第21条(料金の支払)</p> <p>1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。</p> <p>2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを利用する本オプション適用サービス(「さくらのクラウド」を除きます)のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。</p>	<p>第21条(料金の支払)</p> <p>1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。</p> <p>2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを利用する本オプション適用サービス(「さくらのクラウド」を除きます)のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。</p>	<p>誤字を追加いたします。</p>
第22条(解約)	<p>第22条(解約)</p> <p>1. 利用者の本オプション適用サービスの契約が全て終了または解約された場合であっても、本オプションサービスの契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、基本約款に基づき当社所定の手続によるものとします。</p>	<p>第22条(解約)</p> <p>1. 利用者の本オプション適用サービスの利用契約が全て終了または解約された場合であっても、本オプションサービスの契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、基本約款に基づき当社所定の手続によるものとします。</p>	<p>他の約款と表現を統一いたします。</p>
第29条(知的財産権)	<p>第29条(知的財産権)</p> <p>1. 本オプションサービスにより提供される発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作、ノウハウその他の創作(以下、「発明等」といいます)に関する特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、その他の権利(知的財産基本法第2条第1項が規定するものをいいます。以下同じ)に関して(国内または外国の法令により定められた権利もしくは国内もしくは外国において法律上保護される利益に係る権利をいいます)が著作権(外国における著作権も含みます。以下同じ)は除きます。以下、「知的財産権」と総称します。当社は利用者に対し、当該発明等および知的財産権について、利用者が本オプションサービスを使用するために必要な最小限の範囲で、無償で実施許諾または使用許諾をしますものとします。</p> <p>2. 本オプションサービスにより提供されるドキュメント、プログラムその他の著作物の著作権は当社に帰属します。当社は利用者に対し、利用者が本オプションサービスを使用するために必要な最小限の範囲で、当該著作物の使用および複製を行うことができる著作権法上の権利を無償で許諾するものとします。</p>	<p>第29条(知的財産権)</p> <p>1. 本オプションサービスにより提供される発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作、ノウハウその他の創作(以下、「発明等」といいます)に関する特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、その他の権利(知的財産基本法第2条第1項が規定するものをいいます。以下同じ)に関して(国内もしくは外国の法令により定められた権利または国内もしくは外国において法律上保護される利益に係る権利をいいます)が著作権(外国における著作権も含みます。以下同じ)は除きます。以下、「知的財産権」と総称します。当社は利用者に対し、当該発明等および知的財産権について、利用者が本オプションサービスを使用するために必要な最小限の範囲で、無償で実施許諾または使用許諾をしますものとします。</p> <p>2. 本オプションサービスにより提供されるドキュメント、プログラムその他の著作物の著作権は当社に帰属します。当社は利用者に対し、利用者が本オプションサービスを使用するために必要な最小限の範囲で、当該著作物の使用および複製を行うことができる著作権法上の権利を無償で許諾するものとします。</p>	<p>誤字を修正いたします。</p>
第31条(瑕疵・保証)	<p>第31条(瑕疵・保証)</p> <p>1. 利用者は、本オプションサービスの作業について、前条第4項の検査では発見できないような瑕疵を発見した場合には、当社に対し、修正作業を行うことを求めることができます。ただし、当社が作業完了の通知を発信した日から6ヶ月以内に利用者が当社に通知したことを条件とします。</p> <p>2. 本オプションサービスにおける当社の義務は、前条第2項における作業依頼書に従って当該作業を行うことに限られるものとし、当該作業の結果、利用者へ損害が発生していても、当社は、当該損害について何ら責任を負うものではありません。ただし、当社が当該作業依頼書にない作業を行った場合は、この限りではありません。</p> <p>3. 移設作業において、移設対象機器の利用者から当社への送付は、利用者の責任と負担において行われるものとします。当社は、移設対象機器を受領後すみやかに検査するものとし、当該検査において発見された当該移設対象機器の毀損、汚損、ならびに当該移設対象機器に記録されているデータの損壊および消失等については損害賠償その他何らの責任を負うものではありません。当該検査において、移設対象機器につき、本オプションサービスの目的達成が不可能な状態である、もしくは修理に要する費用がはるかに超過する等当社が判断した場合、当社は、利用者に対し、利用者の負担において当該移設対象機器を返送するものとします。</p> <p>4. 前項の定めにかかわらず、当社が、移設作業の一環として移設対象機器の送付を行う場合であっても、当該移設対象機器の運送中の滅失、毀損を含む一切の保証は、運送を実施する運送業者が行うものに限られ、当社はいかなる保証も行わず、また移設対象機器の運送中の滅失および毀損に関し、何ら責任を負うものではありません。</p> <p>5. 当社は、移設作業において、本オプションサービス実施前に移設対象機器上で稼働していたプログラム、ソフトウェア等が本オプションサービス実施後の当該移設対象機器においても正常に稼動することをいかなる意味においても何ら保証するものではありません。また、移設対象機器に保存されたすべてのデータについては、基本約款第18条第2項の定めが適用されるものとします。</p>	<p>第31条(瑕疵・保証)</p> <p>1. 利用者は、本オプションサービスの作業について、前条第4項の検査では発見できないような瑕疵を発見した場合には、当社に対し、修正作業を行うことを求めることができます。ただし、当社が作業完了の通知を発信した日から6ヶ月以内に利用者が当社に通知したことを条件とします。</p> <p>2. 本オプションサービスにおける当社の義務は、前条第2項における作業依頼書に従って当該作業を行うことに限られるものとし、当該作業の結果、利用者へ損害が発生していても、当社は、当該損害について何ら責任を負うものではありません。ただし、当社が当該作業依頼書にない作業を行った場合は、この限りではありません。</p> <p>3. 移設作業において、移設対象機器の利用者から当社への送付は、利用者の責任と負担において行われるものとします。当社は、移設対象機器を受領後すみやかに検査するものとし、当該検査において発見された当該移設対象機器の毀損、汚損、ならびに当該移設対象機器に記録されているデータの損壊および消失等については損害賠償その他何らの責任を負うものではありません。当該検査において、移設対象機器につき、本オプションサービスの目的達成が不可能な状態である、もしくは修理に要する費用がはるかに超過する等当社が判断した場合、当社は、利用者に対し、利用者の負担において当該移設対象機器を返送するものとします。</p> <p>4. 前項の定めにかかわらず、当社が、移設作業の一環として移設対象機器の送付を行う場合であっても、当該移設対象機器の運送中の滅失、毀損を含む一切の保証は、運送を実施する運送業者が行うものに限られ、当社はいかなる保証も行わず、また移設対象機器の運送中の滅失および毀損に関し、何ら責任を負うものではありません。</p> <p>5. 当社は、移設作業において、本オプションサービス実施前に移設対象機器上で稼働していたプログラム、ソフトウェア等が本オプションサービス実施後の当該移設対象機器においても正常に稼動することをいかなる意味においても何ら保証するものではありません。また、移設対象機器に保存されたすべてのデータについては、基本約款第18条第2項の定めが適用されるものとします。</p>	<p>誤字・語句を修正いたします。</p>
附則 第1条(適用開始)	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成27年6月25日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成28年6月1日より適用されます。</p>	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成28年3月1日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成28年10月3日より適用されます。</p>	<p>本改正にともなう適用日の変更をおこないます。</p>